

該当する年金受給者の皆様へ

平成28年分「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出について

平成27年10月9日に、当組合より該当する年金受給者の皆様へ平成28年分「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」という。）を送付しております。

この「申告書」の提出期限は、平成27年10月30日となっておりますので、期限までに提出をお願いいたします。

なお、提出の際は、以下の点にご注意ください。

注 意

- 所得税法の改正により、平成28年分の申告書には個人番号（マイナンバー）の記入欄が設けられております。この個人番号（マイナンバー）は、市区町村から住民票の住所地に通知カードが郵送されることとなっており、通知カードに記載された番号を記入していただくこととなりますが、**「申告書」の記入日時点において、通知カードが届いていない場合は、記入していただく必要はありません。よって、市区町村への照会や住民票の取得も必要ありません。**
- 控除対象配偶者や扶養親族がいない方でも、「申告書」の提出を行うことにより受給者本人の基礎的控除を受けることができます。
- 他の公的年金の支払者又は給与の支払者に、「申告書」又は「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出して所得控除を受ける場合は、この「申告書」を提出されますと**二重に所得控除を受けることとなり、確定申告の際、不足税額を徴収される場合がありますのでご注意ください。**
- 職場を退職したこと等により、平成28年から所得控除を希望する場合は、「変更あり」にを入れて、必要事項を全てご記入の上、ご提出ください。
- 非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除の適用を受ける居住者（納税者）は、当該親族に係る「親族関係書類（下記①又は②のいずれか）」を申告書に添付してください。
 - ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券の写し
 - ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類
(その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限りです。)